

岡山県消費者行政活性化計画等について

この度、県で取りまとめた、岡山県消費者行政活性化計画・市町村プログラム及び平成21年度事業計画（概要）については、次のとおりである。

1 消費者行政活性化事業の目的及び経緯等

国は、平成21年度からの3年間を地方消費者行政強化のための「集中育成、強化期間」と定め、平成20年度第2次補正予算に総額150億円の「地方消費者行政活性化交付金」を計上し、各都道府県に交付した。

県では、この交付金を原資として平成21年3月に設置した「岡山県消費者行政活性化基金」を活用し、県及び市町村の消費生活センターなどの相談窓口の設置・拡充、相談員のレベルアップ等の事業を実施することとしている。

2 岡山県消費者行政活性化計画・市町村プログラム

市町村から提出されたプログラム（活性化の方針、施策・目標、相談員の処遇改善の取組等を記載）と県が実施する活性化事業を合わせ、県全体の「消費者行政活性化計画」を別添のとおり策定した。

県は消費生活センターの機能強化や市町村の取組の支援、市町村は相談窓口の機能強化や消費生活相談員の養成・スキルアップ、また、県・市町村ともに消費者教育・啓発の強化を計画しており、7月以降、順次事業実施することとしている。

3 平成21年度事業計画（概要）

岡山県消費者行政活性化計画等に基づき、平成21年度において新たに県・市町村が計画している事業の概要は、次のとおりである。

事業名	内容	取組状況
消費生活センター機能強化事業	消費生活センターの拡充	県、3市
消費生活相談スタートアップ事業	消費生活相談窓口の拡充	11市町
消費生活相談員養成事業	県が企画し、法人に委託して実施する実務的研修の開催及び研修参加の支援	県、4市町
消費生活相談員等レベルアップ事業	研修実施、研修への参加支援	県、4市町
消費生活相談窓口高度化事業	高度に専門的な消費生活相談への対応力向上（弁護士等の活用）	県、2市
食品表示・安全機能強化事業	食品表示・安全講演会開催等による消費者への啓発強化	1市
消費者行政活性化オリジナル事業	消費者教育・啓発の強化に係る事業等	県、8市町

市町村プログラム

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	岡山市
計画期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センター機能を強化するため、センターの環境整備を図る。 ・ 複雑多様化している相談に対応するため、消費生活相談員のレベルアップを図る。 ・ 専門的知識を必要とする相談に対応するため、専門家への相談等を含めた窓口の高度化を図る。 ・ 食品の安全安心への関心を高めるため、表示を中心とした啓発強化を図る。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称を消費生活センターと改名し、消費者に身近な窓口を目指すとともに、消費生活相談員を4名から5名に増員する。(平成21年度) ・ 必要な情報収集、事務の効率化等のため、現在1台のノートパソコンを4台増設し、1人1台のパソコンを配備する。(平成21年度) ・ 相談員の増員に対応するため、現在2台の電話機を1台増設する。(平成21年度) ・ 相談環境を充実するため、面談ルーム2部屋、相談カウンター及び来所者対応用の机、椅子等の備品を整備する。(平成21年度) ・ 消費生活相談員の能力向上のため、国民生活センター等への研修参加回数を現在の年2回から年6回(平成21年度)、年7回(平成22年度、23年度)に増やす。 ・ 高度な相談内容に対応できるよう、年10回程度の弁護士への相談、必要に応じて建築士等への相談機会を設ける。(平成21～23年度) ・ 食品表示・安全の啓発強化のため、認知度の高い講師を招き、講演会を開催する。(平成21～23年度) 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	国民生活センター等への研修参加にかかる旅費等の支援及び研修機会の確保		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	倉敷市
計画期間	平成21年6月1日～平成24年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談窓口の機能を強化するため、パソコンとプリンタを設置し、相談処理能力の向上と効率化を図る。 ・消費生活相談の複雑化・高度化に対応するため弁護士などの専門家を招き、研修・講義を受けることによって、相談員及び担当職員の相談処理能力のレベルアップを図る。 ・消費者教育・啓発を幅広く行い、消費者被害の未然防止の向上を図る。 ・以上の取組を通じ、消費者被害の未然防止を図り消費者被害の救済を迅速に行う相談体制を強化し、地域住民の消費生活に関する安全確保に努める。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑な契約案件における内容証明発信指導能力の向上と効率化を図るためセンター内にパソコンとプリンタを各々2台設置（21年度） ・消費生活相談員等が専門的知識を有する弁護士等からの研修・講義を受けることにより相談処理能力のレベルアップを行なう。 (22、23年度) ・オリジナル啓発用情報紙を作成し、広報紙に折り込む方法で市内全世帯に配布する。その波及効果として消費者啓発の対象者の拡大が可能となり、消費者被害の未然防止の向上及び相談窓口の周知による早期相談の実現が図られる。またオリジナル啓発グッズも作成し、消費生活相談時および出前講座などの啓発・教育時に配布することにより、上記同様の効果を狙う。 (オリジナル啓発情報紙の広報紙への折込み 21、22、23年度) (オリジナル啓発グッズ作成 21年度) 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	研修参加にかかる旅費等の支援及び能力向上支援		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	津山市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成21年10月1日～平成24年3月31日
消費者行政活性化の方針	<p>社会の複雑化、経済不安、雇用の不安定感が広がる中、悪質商法、振り込め詐欺、多重債務等の消費者被害が後を絶たない。津山市は、次に掲げる方針の下、消費者被害を未然に防ぎ、また、被害の早期回復を援助すべく、市民の消費生活に対するさらなる安心確保に努める事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消費者相談窓口の拡充 ② 相談員の研修参加支援によるレベルアップ ③ 専門家の実地指導により高度な相談に対応する等相談体制の充実
計画期間中に取り組む施策、目標	<p>方針に基づいて以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現在本庁のみで平日相談窓口を開設しているが、それに加えて4箇所の支所や公的施設、民間施設での消費者相談窓口を開設することにより、消費者に多くの相談機会を提供する。 ② 相談内容が多岐に亘ること、新しい手口による被害相談へも迅速に対応すること等、より高度化する相談に対応するため、国民生活センターや県等が行う研修に相談員を参加させ、相談員のレベルアップを図る。 ③ 高度な知識・経験を持った弁護士等専門家の指導を仰ぎ、複雑・多様化する消費者相談に対応できるだけの知識や経験を相談員に身につけさせる。
消費生活相談員の処遇改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・研修参加支援として出張の費用弁償を行う。
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	玉野市
計画期間	平成21年9月～平成24年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問販売等による悪徳商法被害の防止を中心とした消費者への啓発事業を強化する。 ・ 消費者のプライバシーを配慮した消費生活相談スペースの設置を行い、相談をしやすい環境の充実に努める。 ・ 玉野市消費生活問題研究協議会の活動を推進し、地域において消費生活に関する意識を向上させる。 ・ 以上の取組から、消費生活相談のレベルアップを図り、市民の消費生活に関する安心確保に努める。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の研修参加支援によるレベルアップ（平成22年度以降） ・ 消費生活相談スペース設置のための案内看板、パーテーション等被相談者に配慮した器具の配備（平成21年度） ・ パンフレット等を作成し、市内全世帯に配布を行い、消費被害を防止するための啓発の強化（平成21年度～23年度） 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員は除く）は配置していない。		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	笠岡市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成21年5月1日～平成24年3月31日
消費者行政活性化の方針	<p>高齢者を狙う悪質商法や振り込め詐欺に対しても、広報啓発で被害の防止を呼びかける。</p> <p>県消費生活センターや、笠岡市消費生活問題研究協議会との連携を強化しながら、悪質商法や振り込め詐欺、多重債務問題といった消費者をとりまく様々な問題に対する相談・お問い合わせの窓口機能についても強化を図り、安全・安心なまちづくりを推進する。</p>
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報啓発冊子を作成し、高齢者を狙う悪質商法や振り込め詐欺に対して被害の防止を呼びかける。 ・ 人目を気にすることなく、落ち着いて相談することのできる相談室を整備し、相談環境の整備と機能強化を図る。
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	井原市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 21 年 10 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者相談窓口を強化するため、月 1 回の消費生活相談員による特設消費生活相談を開始する。 ・ 消費生活相談用の相談室を設置する。 ・ 相談内容の充実を図るため、担当職員が研修を受講しレベルアップを図る。 ・ 書籍等相談に必要な資料を充実させ、スムーズな相談業務の遂行と相談職員のレベルアップを図る。 ・ 高齢者等の悪質商法の被害防止を中心に、消費者への啓発事業を強化する。
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特設消費生活相談窓口を月 1 回設置する。現在の週 5 日市民相談窓口における消費者相談は引続き実施する。(平成 21 年度内) ・ 消費生活相談員の設置 (特設相談日に 1 名) (平成 21 年度内) ・ 消費生活相談用の相談室を市役所内へ設置する。 ・ 資格を有していない職員は、国民生活センターが実施する消費生活講座を受講、レベルアップを図る。(平成 21 年度～23 年度) ・ 高齢者等の悪質商法被害を防止するための啓発を強化する。
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員 (正規職員を除く) は配置していない。
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	総社市
計画期間	平成21年4月～平成24年3月		
消費者行政活性化の方針	<p>専門の書籍等により見識を高め、被害者の相談に対して柔軟な対応を図る。また、相談窓口を広く広報することにより、被害防止を図る。</p>		
計画期間中に取り組む施策、目標	<p>専門の書籍・パソコン等を購入し、被害者の相談に迅速・柔軟に対応する。また、窓口等にパンフレットを配置することにより、広く広報を行う。</p> <p style="text-align: right;">(平成21年度)</p>		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	高梁市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成21年9月1日～平成24年3月31日
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の強化を図るため、毎月1回の消費生活相談日を設け専門相談員に来てもらい、市民の方からの相談に応じるようにする。 ・相談内容の充実を図るため、県等の実施する消費者相談に関する研修に相談員を参加させるなど相談員のレベルアップを図る。 ・悪質商法などの被害防止に努めるために啓発を行う。
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活等の相談室の改修、整備（平成21年度～平成22年度） ・相談員の強化のため、執務図書などの購入。 (平成21年度～平成23年度) ・消費生活相談に携わる職員の研修参加を支援する。また、県等が企画する地方での相談員養成講座を活用し、養成を行う。 (平成22年度、平成23年度) ・教育・啓発推進用のリーフレットの作成。(平成21年度～平成23年度)
消費生活相談員の処遇改善の取組	相談員（正規職員を除く）は配置していないので該当なし。
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	新見市
-------	-----	------	-----

計画期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談窓口を強化するため、消費生活相談員による消費生活相談を開始する。 ・消費生活相談日は月1回開設する。 ・増加している高齢者への悪徳商法被害防止を中心とした消費者への啓発事業を強化する。
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談日の開設（平成21年4月より月1回相談日開設） ・消費生活相談日の周知徹底（平成21年度） ・相談日用の看板作成（平成21年度） ・高齢者の悪徳商法被害防止のための啓発強化 ・執務参考資料購入（平成22・23年度）
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	備前市
計画期間	平成22年4月1日～平成24年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度の消費生活相談件数及び相談内容を考慮し、平成22年以降の相談窓口強化を検討する。 ・県等の研修参加により相談員等のレベルアップを図る。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・県等の研修に積極的に参加し、相談員、職員等のレベルアップを図る。 ・平成21年度の消費生活相談件数及び相談内容を考慮し、月1回程度、県消費生活センター相談員の派遣を検討する。 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	瀬戸内市
計画期間	平成22年4月1日～平成24年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害の早期発見・掘り起こしを図る。 ・ 悪質商法被害防止のため、啓発を強化する。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考図書を購入等により市消費生活相談窓口を拡充し、あわせて 広報紙・チラシの各戸配布により周知し、消費者被害の早期発見・ 掘り起こしを図る。 (平成22年度) ・ 近年増加する高齢者の悪質商法被害防止のため、啓発を強化する。 (啓発活動を行っている団体への協力等) (平成22年度～平成23年度) 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	赤磐市
計画期間	平成21年10月1日～平成24年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談窓口を強化するため、消費生活相談員を平成21年度内に配置する。 ・相談内容の充実を図るため、県等を実施する消費生活相談員養成事業に関する研修に相談員を参加させ、養成する。 ・特に高齢者に向けて、消費者被害防止の啓発を図る。 ・市役所（事務所）の一部を改修して窓口の強化を図る。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談窓口に相談員を1名配置する。（相談窓口開設日数を現在の月1日から週1日へ拡大。平成21年度内） ・消費生活相談員の養成事業による相談員の養成（1名） ・高齢者を中心として消費者被害防止の街頭啓発、講習会の開催 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	真庭市
計画期間	平成22年4月1日～平成24年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<p>消費生活相談の複雑化、高度化が進む中、市民の安全で安心な消費生活の実現に資するため、平成23年度に消費生活センターを新設する予定。</p>		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度、真庭市役所新庁舎開庁にあわせて消費生活センターを設置する。 ・消費生活相談員（嘱託職員）を1名雇用し、研修参加等でレベルアップを図る。 ・消費生活センター新設に向け、平成22年度および平成23年度で環境を整備する。 ・パンフレット配布などにより、消費生活センター設置を広く市民に周知する。 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員除く）は、配置していない。		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	美作市
計画期間	平成21年10月1日～平成24年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、消費生活に関する資格（消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントのいずれか）を持つ市民相談員による相談日を月1回開設することとし、従来から月1回実施している消費生活相談員による相談日とあわせて、月2回相談日を開設する。 ・悪質商法の被害防止について、高齢者を中心とした消費者への啓発事業を強化する。 ・高齢者福祉担当をはじめとする庁内関係部署及び警察等関係機関との連携体制を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> ○連絡会議の開催 ○関係部署職員の研修会 <p>以上の取り組みを通して、消費者被害の防止についての啓発を図るとともに、消費生活に関する相談体制を強化し、住民の消費生活に関する安心確保に努める。</p>		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・専門相談員による消費生活相談窓口開設日数の拡大 →現行月1回を月2回に拡大（平成21年度中） ・告知放送や市ホームページ、広報紙を活用して消費者被害防止についての啓発を図る。 ・悪質商法やその対処法についてのリーフレットを作成し、市内全戸に配付することにより、被害防止に対する消費者の注意を喚起するとともに相談窓口について周知する。 ・岡山県消費生活センター職員や消費生活相談員、弁護士等を講師として招き、庁内関係部署職員を対象とした研修会を開催する。 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	浅口市
計画期間	平成22年4月1日～平成24年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を強化するため、消費生活相談員を配置する。 ・相談窓口については、平成22年度内に週3日開設することとする。 ・相談内容の充実を図るため、研修参加により相談員及び担当職員のレベルアップを図る。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口の拡充のため、専用相談室を設置し、それに必要な室内環境の整備を行う。 (平成22年度内) ・相談員の配置(1～2名)。 ・相談員及び相談に従事する職員については、国民生活センター及び県が実施する講座又は研修に参加させ、レベルアップを図る。 ・資格を有しない相談員が資格取得のため試験を受けるときは、それに係る旅費・日当の支援を行う。 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員(正規職員を除く)は配置していない。相談員を配置できれば、研修等参加の旅費を支援する。		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	和気町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成22年4月1日～平成24年3月31日
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者相談窓口の機能強化に取り組むことにより、消費者被害の防止を図るとともに、地域住民の消費生活に関する安心確保に努める。
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の案内標示看板やパーテーション等を購入して、相談スペースを確保し、相談環境を整える。 (平成22年度) ・ 相談機能を強化するため、執務参考資料や備品を整備する。 (平成22～23年度)
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	早島町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実を図るため、専門相談員による定例相談日を設ける。 ・相談者のプライバシーに配慮した相談環境を整備する。 ・消費生活窓口を周知する。 ・悪質商法被害防止のための啓発活動を強化する。
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を強化し潜在的な相談を掘り起こすため、県から相談員の派遣を受けて月一回の消費生活相談日を設ける。(平成 21 年度) ・相談体制の充実を図るため、県で実施する相談員養成プログラムへ相談員候補者を参加させる。(平成 21 年度) ・上記で育成した相談員を平成 22 年度以降に町の相談員として活用する。 ・パーテーションにより相談スペースを隔離、相談者のプライバシーに配慮した相談環境を整える。 ・相談用の PC 端末を整備し、相談業務の独立性を保持する。 ・消費生活窓口を周知する印刷物を作成し配布する。 ・消費者被害の防止するため、出前講座の開催や資料展示などを行い、啓発活動を強化する。
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	里庄町
計画期間	平成22年4月1日～平成24年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<p>平成21年度は準備期間とし、専門相談員を配置した消費者相談窓口の常設化をめざして平成22年度より相談員の養成に取り組む。現在は他業務と兼用になっている相談場所を整備し、相談専用窓口の開設をめざす。</p>		
計画期間中に取り組む施策、目標	<p>平成22年度 消費者相談窓口を担当する相談員を1名養成する。 平成23年度 定期的に消費者相談を専門とする窓口を開設する。</p>		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	矢掛町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成21年5月1日～平成24年3月31日
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談窓口を強化するため、消費生活相談員を配置し、町内の住民を対象に消費生活相談を開始する。 ・相談窓口については、平成22年度内に週3日程度開設することとする。 ・相談内容の充実を図るため、県等で実施する消費者相談に関する研修に相談員等を参加させ相談員のレベルアップを図る ・高齢者の悪徳商法被害の防止等について消費者への啓発事業を強化する。
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費相談窓口の拡充（平成21年度内） （専従の相談員を置く。また、それに伴い相談窓口の整備を行う。） ・相談窓口開設日数の拡大（平成22年度） ・相談員の拡充 相談員に対しては県、消費生活センターで実施する消費生活相談に関する研修及び国民生活センターが実施する講座等に参加させることでレベルアップを図る（平成22年度～23年度） ・高齢者の悪徳商法被害を防止するため、高齢者の集会等へ出向き啓発を強化する
消費生活相談員の処遇改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度より相談員の研修参加の旅費を支援する。
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	新庄村
-------	-----	------	-----

計画期間	平成22年4月1日～平成24年3月31日
消費者行政活性化の方針	高齢者が多いため、悪質訪問販売、詐欺等の防止を図るとともに、相談、問い合わせの窓口機能の向上を図る。
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none">・落ち着いて相談ができる相談窓口や相談環境の整備を図る。・相談窓口の広報や、高齢者を狙う悪質商法・振り込め詐欺等の被害防止を図るため、村広報誌やチラシの配布等による啓発活動の拡充等を行う。 (平成22年度～23年度)
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く。）は、配置していない
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	勝央町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 21 年 8 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談窓口を強化するため、役場窓口に相談窓口を設置する。 ・相談内容の充実を図るため、近隣町村を含め消費生活相談員等の有資格者に委託し、町内で相談日を設ける。 ・近年増加している高齢者の悪徳商法被害の防止を中心とした消費者への啓発活動を強化する。 <p>以上の取り組みをとおして、消費者被害の防止を図るとともに、消費生活に関する相談体制を強化し、地域住民の消費生活に関する安心確保に努める。</p>
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・役場税務住民部の窓口に、消費者相談窓口を設置し、住民に周知する。(21 年度) ・相談員、職員のレベルアップを図るため、積極的に研修に参加させる。 ・近隣市町村等から消費生活相談員等の有資格者を、町で実施している「心配ごと相談日」・「人権相談日」・「安全と安心の街づくり会議」の時、委託し消費者相談を実施する。(22 年度) ・消費者被害の防止を図るため、消費者啓発用リーフレットを年 3 回広報誌に折り込み、全世帯に配布する。(21 年度) ・「安全と安心のまちづくり会議」に呼びかけ、29 地区内の高齢者のあつまり等に DVD、ビデオ等視覚に訴える教材を使い消費者被害の防止を図る。(22 年度)
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし、相談員(正規職員を除く)は配置していない。(21 年度)
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	奈義町
-------	-----	------	-----

計画期間	平成 22 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 細やかな相談対応ができるよう、窓口の拡充強化。 ・ 悪質商法被害防止等を中心とした消費者への啓発事業を推進する。
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者に対し各世帯等にパンフレットを配布し、意識啓発の強化を図る。 (平成 22 年度) ・ 悪質商法や多重債務など高度化する消費生活相談に対応するため、窓口の機能強化を図る。 (平成 22 年度) ・ 執務参考資料（消費生活関係テキスト）等を購入し、消費生活相談窓口にコーナーを設置することにより、相談窓口の拡充強化を図る。 (平成 23 年度)
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	西粟倉村
-------	-----	------	------

計画期間	平成22年4月1日～平成24年3月31日
消費者行政活性化の方針	消費生活相談スタートアップ事業 消費者行政活性化オリジナル事業 上記の事業に取り組み、住民からの消費生活に係る相談窓口の強化及び、周知、啓発を継続的にする。
計画期間中に取り組む施策、目標	平成22年度から23年度の2年間で、庁舎内に相談窓口を設置し、相談事業を強化する。 また、消費者教育、啓発の強化及び消費生活行政の広報、周知の徹底をする。
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。
その他特記事項	

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	久米南町
計画期間	平成22年4月1日～平成24年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<p>平成21年度は準備期間とし、22年度、23年度で取り組む方針。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、増加している悪徳商法被害の防止策として、21年度は今までどおり町の防災行政無線、広報誌等で周知する。 ・ 平成22年度、23年度については、上記と併用して消費者への啓発活動を強化する。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪徳商法被害を防止するため美咲町と連携してパンフレットを作成し、町内全戸に配布し啓発強化に努める。 ・ 消費生活相談員の配置が不可能なため、消費生活関連の図書及びパソコンを購入し、相談者から相談された際の「消費生活相談カード」等の作成やインターネットから情報収集をし活用することにより窓口の強化を図る。 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員を除く）は配置していない。		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	美咲町
計画期間	平成22年4月1日～平成24年3月31日		
消費者行政活性化の方針	<p>平成21年度は準備期間とし、22年度、23年度で取り組む方針。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、増加している悪徳商法被害の防止策として、21年度は今までどおり町の告知放送、広報誌等で周知する。 ・平成22年度、23年度については、上記と併用して消費者への啓発活動をする。 		
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・悪徳商法被害を防止するため久米南町と連携してパンフレットを作成し、町内全戸に配布し啓発強化に努める。 ・消費生活相談員の配置が不可能なため、消費生活関連の図書及びパソコンを購入し、相談者から相談された際の「消費生活相談カード」等の作成やインターネットから情報収集し活用することにより窓口強化を図る。 		
消費生活相談員の処遇改善の取組	なし。相談員（正規職員は除く）は配置していない。		
その他特記事項			

市町村プログラム

都道府県名	岡山県	市町村名	吉備中央町
-------	-----	------	-------

計画期間	平成21年5月1日～平成24年3月31日
消費者行政活性化の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度、消費生活相談員を養成するため、県等で開催する研修に参加させる。 ・高齢者の悪徳商法被害の防止を中心とした消費者への啓発事業を強化する ・消費生活問題研究協議会の活動の充実
計画期間中に取り組む施策、目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の養成（平成21年度） ・消費生活相談員の研修参加によるレベルアップ （平成22年度～23年度） ・消費者相談窓口の強化（平成22年～月1回程度巡回相談） ・高齢者の悪徳商法被害を防止するための啓発及び研修会の開催 ・消費問題に関心を高めると同時に被害を防止するための研修等の開催
消費生活相談員の処遇改善の取組	消費者相談に関する研修参加の旅費等の費用を支援する。(H22～)
その他特記事項	